

平成22年度就学援助のお知らせ

保護者のみなさまへ

那覇市教育委員会

那覇市では、経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、給食費や学用品費、修学旅行費などの費用の一部を援助する制度を設けています。

援助を希望される保護者は、次の説明をお読みのうえ申請してください。

前年度援助を受けた方で、引続き希望される方も申請が必要です。

1 援助を受けることができる方

那覇市に住所を有する児童生徒の保護者で

(1) 経済的理由により給食費等の支払いにお困りの方で、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方。

具体的には、平成21年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が、下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	209万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	292万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	354万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円

上記金額は大体の目安です。家族の年齢構成等により、世帯によって金額が異なります。所得とは、以下の算式で算出した額を言います。

所得 = 所得税法上の所得の合算額(ただし、給与及び公的年金等については収入額)
- 所得控除(社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除)

(2) 現在、生活保護を受けている方

(3) 平成21年4月1日以降に生活保護を停止又は廃止された方

(4) 市町村民税の課税を受けていない方

上記(1)～(4)に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますので、学務課までご相談ください。

2 援助の内容(年額) 生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが援助対象です。

	学用品費	通学用品費 <small>小2-6年、中2-3年</small>	校外活動費 (宿泊なし)	通学費	修学旅行費	新入学用品費 <small>小1・中1の4月申請者のみ</small>	学校給食費	医療費
小学校	11,100円	2,170円	1,510円以内	実費	20,000円以内	19,900円	実費	医療券発行
中学校	21,700円	2,170円	2,180円以内	(補助限度額内)	70,000円以内	22,900円	実費	発行

認定される月により支給される費目、金額が変わることがあります。

通学費は、住所地から学校までの片道の距離が小学生4km以上、中学生6km以上あり、公共交通機関利用者のみ支給対象。

医療費・・・学校保健安全法で指定された学校病(中耳炎・結膜炎・虫歯等)に限り、保険診療の自己負担分が扶助されます。必ず、在籍する学校で医療券の交付を受け、受診してください。

要注意

申請者の同意を得て、記録情報より所得調査をするため、**平成21年中に所得がない方も**、5月10日～20日までに**市民税課**にて申告を済ませてください。

申告がされていない場合、世帯の所得状況が確認できず、認定審査ができないことがあります。

【申告がまだの方へ】

市民税課にて5月10日より申告受付を再開します。**(3月16日～5月9日までは申告できません)**

税申告についての問合せ先: 那覇市役所 市民税課 電話861-3328

ウラ面につづく

3 申請の方法

4月申請希望者

申請期限	平成22年4月30日(金)	・学校申請の場合、事務室に届いた日が受付日です。 受付の月が申請月となります。
申請先	学校の事務室 または 学務課窓口	・小学校・中学校に兄弟姉妹のいる方は小学校の事務室へ申請してください。
申請者	保護者	・原則、保護者が直接申請してください。
必要な書類等	申請書	・学校の事務室でもらってください。
	預金通帳(保護者名義)	・振込口座の確認のため必要です。 ゆうちょ銀行利用の方は通帳の「他の金融機関からの振込用の店名・口座番号」の記載があるページの写しを添付してください。
	印鑑	・認め印可
	住民票謄本 (本籍・続柄の記載があるもの)	所得の状況及び住民記録情報を教育委員会が確認することに 同意する方は提出不要 同意されない方で4・5月に申請の方は、先に申請書と住民票謄本を提出し、税証明書は6月1日以降にお早めに提出してください。
	平成22年度(平成21年收入分) の税証明書 (収入額・控除額・税額の記載があるもの) 発行は6月1日以降となります。	

平成22年1月1日に那覇市以外に住民票のあった方は、那覇市に税の情報がないため、後日、税証明書の提出を求めます。

平成22年1月1日に那覇市に住民票があっても、どなたかの扶養親族として申告している方は、税の記録情報での調査ができない場合があります。その場合は後日、税証明書の提出を求める場合があります。生活保護受給者は、上記、のみ必要です。

4 追加申請について

上記『3 申請の方法』にある申請期限を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受け付けています。ただし、受付月の分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】

要保護(生活保護を受けている方)	➡	平成23年3月末日まで
準要保護(要保護以外の方)	➡	平成22年12月20日(月)まで

5 申請結果の通知

学校を経由して結果を通知します。

小学校と中学校に兄弟姉妹のいる方は、小学校を経由して通知します。

申請月	申請結果の通知時期
4月申請された方	6月中旬
5月以降に申請された方	申請された月の翌月中旬

お問い合わせ

在籍する学校の事務室または那覇市教育委員会学務課

那覇市教育委員会 学務課

〒900-8553 那覇市前島3-25-1(とまりん2階)

電話 891-3505(内線1051)

FAX 891-3522

